

## 募金集めと市民課

小玉重光

### 1——募金団体と

#### 募金集め機関

昨年10月に東京都職員の日赤募金リポートが新聞にとりあげられ大きな反響を呼んだ。国民がとぼしい生活のうちから寄金した金の一部が、都職員のみとこを肥しているということであった。その一つに、職員が、「日赤に寄付すれば紺綬褒章をもらえるから」と赤十字募金をすすめる、その一部をピンハネしているという。このことが放道されて、厳しい批判の目が向けられたとき、ある区長はつぎのようにいった。「われわれは赤十字運動推進のため日ごろ努力しているのだ。ある程度の金を必要経費として受けとって当然のことではないか。そんな面倒くさいことをいうなら日赤募金の仕事は返上する。」この言葉は都の日赤関係者の中で恐慌をおこしたといわれる。そうなれば日赤募金は集まらなくなってしまう。

日赤募金とはかぎらず、すべての募金運動が自治体末端行政と

切っても切れない関係にある。それだけではなく、すべての募金活動は一般市民→自治会町内会組織→自治体行政機関→募金団体という一連の組織体制のうえで行なわれている。それではさきの東京都における問題が、はたして東京都だけの問題であるかどうか、改めて検討してみ必要があるようだ。

ことわっておきたいのは、都職員による個人的なリポート受取りのごとき事実は、横浜市ではないことである。調査の結果では、募金事務の処理はまず妥当なものであった。だが内容に立ちいってみると、多くの問題点をもっていることも事実である。

募金の主たるものは共同募金と日赤募金である。ふつう日赤募金という場合、日本赤十字社費募金と日本赤十字奉仕団募金の二つがある。前者がレッドクロスに象徴される、日本赤十字社の事業費にあてる社費であるのに対し、後者は31年にできた赤十字奉仕団規則<昭和31年7月8日日赤本達乙第5号>によって正式となった日赤の補助機関で、市、区、分区ごとに設けられた地元の災害救助や奉仕活動を行なう機関である。奉仕団募金の場合には地元の奉仕団が募金を集めては、その事業費にあてている。

日赤社費募金は日本赤十字社法にもとずき、社員<年額100円以上の社費を納めるもの>と賛助社員<年額50円の社費を納めるもの>が納入する社費と、会社や一般個人からの寄付金が主たる財源であるが、実際の日赤社員は非常に少ない。

そこで社費募金として、自治体行政機関→自治会町内会→一般住民というルートをとおして募金が集められたあと、社員費、賛助社員費、寄付金とあん分されて収入の部にのせられることになる。日本赤十字社の組織は東京に本社を置き、都道府県に支部を置く。この都道府県支部が当該都道府県内の日赤事業を運営しており、日赤活動の主体でもある。

一方募金運動の方は県支部内に神奈川県赤十字運動推進委員会がおかれ、市には横浜市同委員会、各区には区委員会がおかれ、それぞれの段階で構成は異なるが、新聞社、行政機関、民生委員、町内会長、婦人団体、宗教団体、さらに学校関係の人たちなどで構成されている。まえにもどるが、日赤県支部の支部長、副支部長には県知事、副知事が就任し、その下部機構として市では市長が、郡部では地方事務所長が地区長<大都市では地区本部長>に就任している。横浜では市長が地区本部長、各

区長が地区長となり、事務局をそれぞれ民生局福祉課、各区市民課においている。地区本部長、地区長も赤十字社機構の一部に入るが、赤十字社事業の主体としては日赤本社と日赤県支部のところで終って、市区の段階ではそれが募金集めの機関にかかわることになる。

そして市では日赤地区本部長と市赤十字運動推進委員会、各区には地区長と区赤十字同委員会という、二つの並行した組織が一緒になって活動することになる。募金集めの機関として重要なのは直接募金事務にタッチする各区の、それも事務局である市民課の役割である。他県ではみられないという地区長と推進委員会の並行組織は、後者が住民代表から構成されることを考えれば、うまく機能すれば、相互抑制作用が働き、非常に民主的な募金組織となりうる。ところが市段階、区段階の推進委員会は会の事務そのものが、事実上民生局福祉課、各区市民課で代行されており、推進委員会は募金運動を地元へおろし進めるさいの通過機構の役割だけをはたしている。募金目標額が前年度実績をもとに日赤本社で設定され、県支部においてくると、県支部では県内市町村の代表者を集めて協議するが、そのとき各市町村、区の事務担当者の意

向が募金目標設定のポイントになる。いいかえると、横浜では各区市民課が推進委員会のメンバーである町内会長、民生委員、会社事業所に働きかけ、督促し、いかに多くの募金目標をうけいれてもらうかによって募金成績がきまってくることになる。

つぎに共同募金の場合では、東京に中央共同募金会有一些が、募金主体は社会福祉法人神奈川県共同募金会にあり、県募金会が独自に企画運営をしている。県単位の独立性では日赤の場合より強い。神奈川県は他府県と比較して、非常な好成績を示してきた。共同募金は民間社会事業を助成するため、22年コミュニティチェスト運動として発足したもので、集まった募金は主として民間社会福祉施設に配分される。共同募金を考えるとき社会福祉協議会の存在を無視することはできない。社会福祉協議会は共同募金を基盤としている私設社会事業団体が受益者の立場から、25年神奈川県社会福祉協会として発足したもので、共同募金の一部を主たる事業資金として活動をしている。現在、共同募金会と社会福祉協議会はどこでも同じ建物に事務所をおいている。その組織は神奈川県共同募金会の下に各市共同募金会、横浜ではさら

に各区に共同募金会有一些がある。社会福祉協議会は県社協の下に各市社協、各区には区社協がある。横浜市社協と市共同募金会は開港記念会館のなかに事務所をおき、区共同募金会は各区市民課にある。区社協は一応専任職員をおいているが、仕事の企画や事務は事実上市民課でタッチしているといつてよい。

とくに共同募金については、自治会町内会の協力を得る必要上、日赤募金と同じく各区市民課の比重が圧倒的である。募金の方法には、大口募金、戸別募金、街頭募金、学校職域募金、特殊募金の種別があるが、金額では自治会町内会組織をたよる戸別募金の割合が大きい。日赤募金でも大口寄付金学校職域募金よりずっと戸別募金の割合が高くなっている。

このような募金組織の特徴は、日赤、共同募金ともに、県段階の募金団体は事業の企画運営、募金配分などの事務を行なっているが、組織はいったんそこで断絶し、徴収事務だけが各区市民課、自治会町内会組織へとうつる。募金団体の上部組織の指導監督は区市民課にまで及ばず、市民課と町内会の自主性そのものだけが募金運動をすすめることになっている。共同募金の場合にはそれでも社会福祉事業を助成するというこ

生局、市社協、民生委員が関心を示しているが、日赤募金の場合では民生局は本来の仕事とは関係ないとし、日赤県支部は上部機関でないから介入はできず、市行政組織のなかで区市民課一人が奮闘することになる。共同募金、日赤募金ともに市行政組織とは別な団体があって、募金集めはそこから委託された本来の行政とは関係ない仕事だというタテマエから、一般市民に対する報告書はつくられておらず、上部募金団体の活動のはなばなしとは別に、市段階の共同募金会、日赤運動推進委員会は急に姿をけし、外部からはみることのできない組織となっている。

## 2——還元金は多いか 少ないか

区役所の市民課は市民係と地域振興係の2係をもつが、自治会町内会、婦人団体、商店街、青少年スポーツなどの地域振興の仕事をつかさどり、地域住民と市政とを結ぶ窓口の役割りをもっている。そのため地域へおろされる行政や事業はすべて区市民課を媒介としている。そうした市民課の仕事のうち、募金関係事務は相当の比重を占めている。すなわち、共同募金、赤十字社費募金、赤十字奉

仕団募金、保護観察協会募金など、このほか会費の形式はとるが事実上募金と同じものに、体育協会費、防犯協会費などがある。春には日赤募金、秋は共同募金、その間にはそのほかの募金や会費の徴収など、会費集めが重要な仕事となっている。39年度赤十字運動〈日赤社費募金〉の実績をみると、県下全体の募金額が6千582万円、うち横浜市における募金額は2千513万円で、これは全体の38%を占める。またこれは当初目標額を116%と上回っている。県内の自治体はすべて目標額の100%以上を達成しているが、小さな市町村はとくに好成績を示し、箱根町の252%を筆頭に、逗子市、海老名町、愛川町、相模湖町などは大幅な目標突破をみせている。それはおそらく都市流動性の程度や募金に対する住民の理解がちがうのであろうが、募金運動担当者の熱心さが相当の割合をしめているものと思われる。日赤募金の目標額は基本目標額と努力目標額とに分けられる。後者は33年ごろ、県内に日赤病院を建設するため募金目標を大幅にあげるさいに設定されたものといわれる。ところで日赤社費募金は前年の11月ごろに当該年度実績をもとに、日赤本社、各県支部で設置

され、県支部が市町村、区の担当者と協議して確定される。それが翌年の5月を運動期間として地域、職域で募金が行なわれ、9月ごろまでにまとめて、横浜では市民課が直接に日赤県支部へ納入する。県支部では募金実績額の20%を募金事務費、事務事業交付金として、そのほか努力目標分につけるプラスアルファをあわせて還元金として自治体へかえす。本市では20%の還元金のうち5%を民生局福祉課で受けとり、15%〈事務費として8%、事務事業交付金として7%〉を市民課へ交付する。さらに努力目標に対するプラスアルファ分については、民生局と区との間で努力目標の何%、目標超過分の何%と、別の基準を設けて配分している。各区市民課ではこれら還元金のうちから、自治会町内会へ事務費として募金額の3~8%を支払う。3~8%というのは区によって地元への還元割当がことなるからだ。自治会町内会ではほとんどが還元金を会計へ繰入れているようである。日赤県支部では還元金を市町村へ渡したあとの、さらに16%を日赤本社へ送り、残額を県内日赤事業にあてる。還元金額は39年度で民生局福祉課には約150万円、区市民課に

は20万～60万円ぐらいが残る。これは市区共同募金会の事務費と事業費にあてられるはずのものであるが、事業は行なっていないので、募金運動のさいの会議費、印刷代、旅費、交通費が主たる使途として事務局で使われている。区の例でいえば募金事務については予算は計上されていないため、備品消耗品費、会議費、旅費、夜おそく働く職員の夕食代などにあてているが、職員の方では事務費は切りつめても現金報酬<慰労費>として支給をのぞむ声がつよい。区長、助役、庶務課長、市民課長以下市民課職員<それに電話交換手、運転手が入る場合がある>には夏冬の賞与時期に特別の手当が支給される。これは相当大きな区の場合であるが、昨年末に区長で4万円、助役1万5千円、庶務課長5千円、市民課長2万4千円、市民課係長が1万5千円、係員は5千～8千円の手当をうけとっている。その財源としては日赤社費募金から22万円、共同募金3万円、奉仕団9万円、区社協5万円、保護観察協会2万円の計41万円を事務費から旅費の名目でひきだしている。夏にはこれが半分になる。こうしたことの当否は別にして、職員はとりわけ有難味は感じていないし、日曜出勤、超過

勤務の実態を知っている他の課の職員や有力町内会長は不当だとはみていないようである。もちろん職員の忙しさとは募金事務以外の仕事をふくめてのことではあるが。奉仕団募金はさきにもべたとおり、市日赤奉仕団、区日赤奉仕団の事業のための募金で、災害時に救護、炊出しなどを行なうが、組織そのものは弱い。市奉仕団はともかくとして、区奉仕団は<区によって事情は異なるが>、名ばかりのところが多く、奉仕団の事業は区市民課が奉仕団の名で行なっている。じじつ災害時には炊出しなどを行っているが、被災者への見舞金、救助物資は日赤県支部、市奉仕団から支出され、相当程度の災害時には救助法が適用されて救護活動が行なわれる。区奉仕団の財源はそうしたさいの活動費と補完的な救護費にあてられているようである。奉仕団募金は日赤社費募金と組合せて日赤3奉仕団1の割合で、募金集めが行なわれる。集まった募金は40%を市奉仕団へ、60%を区奉仕団へと振りむけられ、そのうちから社費募金と同じ割合を自治会町内会へ還元している。つぎに共同募金についてみると、39年度で各区扱い分、市扱い分をふくめて、市内で4千443万円の募金が集まってい

る。目標額の設定はA目標とB目標に分け、A目標は県共同募金会が施設団体等への配分並びにその経費にあて、B目標は市町村と区の社協へ配分され、地域社協事業費ならびに経費となる。ABをあわせて基本目標額とし、さらに地域の必要に応じて付加目標額を加えて、目標額を決めている。39年度でいえばA募金額が2千657万円、B額が1千786万円となっている。共同募金の還元金は率ではなくて、年ごとに総枠がきめられている。AB方式は32年度以降できたもので参考にならないが、30年度までについては各市扱分の4.9%が事務費として県募金会から各市へ還元されている。39年度でA額の6%に当る300万円が還元されているが、市区社協へ配分されるB額についても同率が還元され民生局福祉課、区市民課で、1対4の比率で配分する。さらに目標超過分の10%が還元され福祉課が1、市民課が4の割合で配分する。区へもどる共同募金還元金のうち4%は自治会町内会の事務費としてもどるので、市民課に残る分は多くない。だがさきにもたようにあとから社協より若干を別の名目でうけとっている。以上は区の場合であるが、民生局ではどうだろうか。還元金の額では、日赤募金は少

し多すぎるのではないか。しかしそれよりも、問題はまず、区でも民生局でも金額の多寡ということよりさきに、事務局の段階で秘密のベールがおりて、事務当事者以外にはわからないことにある。

### 3——募金の負担組織と

#### ささえる組織

つぎに募金を実際にうけもつ住民組織をみよう。

市内の自治会町内会の数は39年7月現在で1,335団体ある。加入している世帯数が35万世帯、本市全世帯の78.8%がいずれかの団体に加わっていることになる。市民のなかには、学生、独身勤労者の下宿住いなど、町内会組織に加入する可能性のないものが相当あるから、1家族で世帯をもつもののほとんどが組織に包含されるとみてよい。各種の募金・会費を集める団体がこうした組織を利用する魅力は圧倒的である。しばしば自治会町内会の役員が悲鳴をもらすように、一年中役所からたのまれる募金あつめで、ほかの仕事はできないということになる。

戦後自治会町内会が再発足した当時の主な事業は、(1)街灯の設置、夜警などの防犯防火、(2)各種募金、(3)道路補修などの土木、(4)保健衛生、(5)社会教育<レク

リエーション、こども会、敬老会など>、(6)生活改善、貯蓄奨励など福利厚生、(7)祭礼ほかの町内行事、などであった。

こうした地域組織の設立動機としては、上記事業を行なうほか、官公庁その他の各種団体との連絡のため、市区政に協力するため、ということがでてくるが、その存立趣意を一口でいえば「自分たちの町は自分たちの手で住みよい町に」というスローガンに集約できるようだ。ここでは「町を明るく」「かとはえをなくそう」「犯罪のないまちに」「青少年の育成を」ということとならんで「慶弔慰やレクリエーション運動、各種協議会、集会や事業活動を通じて地域住民の相互の交渉と親しみを増強させる」こととして隣保性と協同性が強調され、地域の社会福祉、助けあい運動の一環としての募金活動が自治会町内会組織を支える重要な柱となっている。

当初任意な募金としてスタートした日赤募金、共同募金も、募金活動の永続性がきめられ、経常業務に転化されてくると、毎年最低限の目標達成が至上命令となってくる。現在そこで世帯あたりいくらとして目標額を算出している。40年度については、1世帯あたり共同募金68円、日赤社費募金56.50円、奉

仕団募金21円となっている。さらにある区の例であるが、保護観察協会費8円、体育協会費6円、防犯協会費10円などとなっている。

町内会長はこのように区役所からおりてくる募金を消化するため町内会会計のうちから払う。自治会町内会の役員が1戸1戸募金の趣旨を説明し、勧誘して歩くほどのひまはないし、やったとしても困難で、トラブルがおきることもある。39年度の自治会町内会実態調査報告書によれば、市内の自治会町内会1,335団体のうち85%の1,131団体が、町内会予算のうちに各種募金支出をふくめている。38年度で3千200万円を支出しており、事業費総額2億5千400万円のうち12.7%が各種募金にあてられていることになる。自治会町内会組織から集められる募金には、このほか募金だけを集めたり、役員が役目から余分だすとかで、実際の募金額はこの金額を大幅に上回っている。自治会町内会組織は、一般自治会町内会1,335のうえに連合町内会組織がある。現在105地区の連合町内会があって、区別の数は最小は磯子区の5団体から神奈川区の16団体までとなっている。そのうえにさらに区ごとに一つにまとまった区連合町内会長連絡協議会がある。

町内会役員を簡単に分類すると、まず(1)単位自治会町内会の役員。これらの役員のお多くは任期が1~2年で切りかわり、古い組織が強いところは別にして徐々にサラリーマン階層が多くなっている。町内会長の職業をみると、公務員・会社員であるものが28年10月に28.9%をしめていたのが、34年3月には29.7%、39年7月には39.6%となっている。他方、自由業、無職は急減して、商業、農漁業、工業営業主がその間をうめている。この段階のサラリーマン町内会長の多くは輪番制によって選出されており、活動範囲は当該区域を越えない。

(2)は地区連合会の役員。連合町内会は地区内の自治会町内会の相互連絡を行ない、その重要な役割は市・区役所と単位自治会町内会との間のパイプとしての存在にある。その構成は自治会町内会長からなっているが、役員はサラリーマンでも管理職以上、ある程度の時間と金に余裕がある人に限られ、固定化がみられる。

(3)は区連合町内会長協議会の役員。ここの構成メンバーはほとんど固定化している。いわゆる区内の実力者として区長、市民課との協議団体として重要な位置にある。どの区でもこうした人たちのなかに2・3の長老ク

ラスがいて、そのうちの1人が、各区で1名ずつ10名の構成で、市連合町内会を構成している。名実ともに町内会のトップクラスの人々である。いわゆる市連と称されるこの組織のメンバーは、長年町内会活動に従事している専従幹部ともいえる人々で、募金その他地域におろされる重要案件はすべてここを通過する。この市連と区連合町内会長協議会の意向が、そのごの自治会町内会活動を左右するといつてよい。

以上の町内会トップクラスの人々は、共同募金会、赤十字運動推進委員会、赤十字奉仕団、観光協会、保護観察協会、社会福祉協議会などの区組織の役員を兼ねており、区市民課が地域に仕事をおろすときには、一般自治会町内会と区役所を結ぶパイプとして、なにはともあれこの人たちに相談をかける。募金目標の割りあてはここで承認を得て自治会町内会へ流れていく。これらの人々の承認が地域全般の不満をおさえ、納得させ、募金活動をすすめるテコとなっている。

町内会組織の3段階制<一般自治会町内会——地区連合町内会——区連合町内会長協議会・市連>は強力な組織として、他の大都市では例をみないほどである。この組織こそが市民課が行

なう各種募金、会費の徴収の柱となってきた。

区連合町内会協議会、いわゆる区連と地区連合町内会を媒介項とする募金徴収組織は非常に便利なものであるが、一方その媒介項があるため単位自治会町内会と区役所との接触の度が薄くなり、地域組織そのものの硬直化がみられはじめている。一般市民は各種募金が知らぬ間に町内会会計から支出されているため、町内会の年一度の決算ではじめて知り、それが一体どのように、どこへ吸いあげられ、どのように使われたかを知る機会はない。自治会町内会役員、連合町内会役員にしても募金集めには協力させられるが、それがどう使われたかまで検証する余力をもち合せていない。区市民課では連合町内会役員を拝みたおして仕事を地元へおろすことが区政増進の道だし、反対に連合町内会では地元の便宜を図ってもらうために区役所を利用する。そういう相互依存方式で仕事すすめられることが恒常化してくると、しだいに相互の監視の目がルーズになっていく。だから赤十字募金、共同募金の還元金の使途の金額や使途がどうなっているかが見まもれないまま、市民課にすべてがまかされてきたといった事態がおこってくる。

#### 4——都市化のなかの

#### 市民課と連合町内会

戦後の自治会町内会組織の再編過程には、住民福祉のための相互扶助、社会事業の一環として、募金事業が重要な役割もっていた。敗戦後の混乱と戦災のガレキのなかで、占領軍の民主化政策により部落会町内会が廃止されると、市行政の機能まひは全身的なものとなった。占領軍は23年末から翌年にかけて、戦時中の町内会にかわる市民の自主的な行政参加をすすめるため広報委員会の組織を指示したが、それ以前に地域社会の相互扶助を目的とする社会事業には積極的な助成を行っていた。こうした状況のなかで22年11月には第1回神奈川県コミュニティチェスト運動がはじまったのだった。つづいて23年からは敗戦によって財源を枯渇した日赤の救急策として、共同募金と日赤募金を組み合わせた募金運動が行なわれた。

政令第15号によって半ば解体状態にあった町内会組織は、日赤奉仕団、各種募金協力会、防犯防火協力会、納税貯蓄団体などとして存続していくこととなる。もっとも横浜では日赤奉仕団という名称を使用した例は少ないが、地域への各種募金、負担金などの徴収のための組織

は、廃止前の町内会組織が利用されていたと思われる。

町内会が廃止されたあと、配給などの公的事務を区役所で行なうこととなったが、その実質的な事務を行なうため、23年6月に市内に74カ所の地区事務所を設置した。この地区事務所の管轄区域がのちの連合町内会の組織単位となる。職員はそれまで町内会で配給事務のため雇っていた職員を引き上げて配置し、市からの職員とあわせて6名程の組織であった。地区事務所はその後27年11月に廃止されるまで、配給関係事務、市、区役所と地元との連絡その他の事務を担当していた。広報委員会は民主的な選出方法をとることが原則とされたが、地元にも足をもたない組織であったため、広報、の配布、募金運動などすべてが地区事務所を窓口として行なわれた。地区事務所は上部から流れる事務を、地域のPTA、奉仕団、青年団、農協組織など名称は異なるが、地域を包括する団体へと、さらに事務を流し処理していた。そうした意味から、地区事務所はその後の地域組織の発達に大きな役割をはたしたといえる。

27年統制経済の撤廃が契機で地区事務所は廃止されたが、その後も地域により、地元の要望によって職員を派遣している。

事務量の増大と厳しい財政事情のなかで苦しんだ市町村は、この当時、例外なく住民の税外負担に救いを求めた。共同募金、日赤募金もこうした税外負担の一種とみることができよう。これは32年6月の「自治会町内会の実態調査報告」ではあるが、戦後の自治会町内会組織の原初のおもかげを比較的よく伝えていると思われる。それによると31年度の自治会町内会904団体の決算総額1億7千531万円のうち、寄付金負担金がじつに38.1%、6千683万円ともっとも大きな比重を占めている。その種別は、募金、防火、神社、防犯、保健衛生、社会事業、婦人会青年会、小中高校、PTA、その他、多様なものに支出されている。

表むき禁止された町内会はこうした寄付金、負担金のとりまとめ組織として、別のかたちで存続してきたのだった。戦後のPTA、日赤奉仕団、道路愛護会、消防団、消防協会、納税協力会など地域で重なり合ういくつかの組織が、地区事務所を中心に一つの組織にまとめあげられていく過程は、こうした状況のなかで比較的スムーズに運ばれた。

地区事務所が廃止されると、当時すでに再編成が相当な程度まですすんでいた自治会町内会の

結成を、行政の側から助成し、地区単位の連合町内会組織へとまとめあげていくことが、急速に日程にのせられてくる。とくに「弘報よこはま」が「広報よこはま」と改称して全戸配布をはじめた31年ごろまでに一応の町内会結成は完了してつぎの連合町内会結成がすすめられていくことになる。31年12月には全市広報委員長協議会において、「広報委員会の機能を連合町内会に移行し、そのなかに広報部等を設けて広報活動を一本化する」ことが好ましいと結論をだした。こうして35年4月には、全市76の広報委員会が廃止され、連合町内会へ吸収された。このとき市内の自治会町内会は1,024団体、連合町内会へは、うち634団体が加入し、67団体として出発した。このとき以降、連合町内会への加入団体は増大し急速に強化されていく。一方、区市民課は同年5月、市民係、地域振興係の2係をもつ現在のかたちへと拡大された。現在の市民課は連合町内会と一緒に生れた、町内会組織の4段階制にまたがった機構である。連合町内会の結成によって、市民課から地域へおろされる事務事業は非常に能率化されることになった。市民課へのあらゆる事務の集中は35年を一つの契機にしているといつてよい。

だがこうした市民課の事務量増大のなかで、募金事務は経常事務の一部として市民課事務の一部におしやられ、形骸化されていく傾向をみせている。市民課が連合町内会組織に依存して、単位自治会町内会に接触することが薄くなり、募金はその趣旨を抜きにして一般住民から徴収されることになってきた。第2章でみたごとく、日赤募金については33年ごろ、基本目標と努力目標の二つに目標額が分けられ、努力目標が成績奨励制度の役割をもち、共同募金の場合には32年にA B方式が採用され、Bが地域社協の活動財源とされるなどの制度がとられたが、この時期が連合町内会の結成時期とマッチしているのは偶然ながら興味ぶかいことである。こうした募金のやり方は募金額の増大をもたらしたが、一方で募金の趣旨や精神をきにした運動が行なわれる一因となったものと思われる。しかし、いまやこうした募金のやる方にも一つの転機がおとずれてきた。募金は少しぐらいの還元金があるうとなかろうと、事務量の増大のなかで市民課はそれを放り出したがっているし、町内会組織にとっても荷やっかいなもの以外ではなくなってきた。それと同時に、市内のあちこちには連合町内会の権威

に服しない自治会町内会が現われている。今後ますますそうした事例は出てくるだろう。

35年にできた市連・区連を頂点とした連合町内会組織は、大都市における行政と住民との媒介項として、たぐいえないものだと思われてきた。しかし、横浜の激しい都市化は、はやくも、こうした住民組織が万能ではないことを示しているようである。すでにこのような新しい事態は市民課、連合町内会のトップクラスの人々には、厳しく認識されはじめている。

各区市民課では係長会を中心に、その事務全般の再検討をはじめている。私たちはこうした組織的研究の成果を、期待をもって見まもっていきたい。いま必要とされているのは、募金事務を市民課からはずすことなく、募金なら募金事務の欠陥が欠陥として正しく認識していく地道な研究であろう。

自治会町内会などの住民組織と市民課の、機能とその限界が正しくみきわめられたうえで、広い角度から各種募金の功罪が明らかにされていくとき、新しい改革の方向が生れてくるであろう。〈調査室〉